

4 介護保険で利用できるサービス

介護保険のサービスには、家庭などで利用する「在宅サービス」と、住み慣れた地域での生活を支える「地域密着型サービス」、施設に入所して利用する「施設サービス」があります。

介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センター職員と相談し、自分に合うサービスを選びましょう。

使用している
マークの意味

要介護 要介護 1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援 1・2の方が利用できるサービス

在宅サービス

「費用のめやす」は、
令和7年4月1日現在の費用額のめやすです

自宅で利用するサービス



要介護 訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが家庭を訪問して身体介護や生活援助を行います。

※身体介護……………食事、入浴などの生活動作の介助が必要な場合

※生活援助……………家事が十分にできず介助が必要な場合

※通院等乗降介助……通院などのときの乗車・降車などの手助けが必要な場合

■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

身体介護中心(30分以上1時間未満) 1回につき	4,032円(404円)
生活援助中心(45分以上) 1回につき	2,292円(230円)
通院等乗降介助(1回)	1,010円(101円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算

！ サービスの対象外です

- 本人以外のための家事
- 草むしりや花木の手入れ
- ペットの世話 ● 洗車
- 大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの

要支援1・2の方

※要支援1・2の方を対象としたサービスは、サービス・活動事業(介護予防・生活支援サービス事業)で提供します(30ページ)。

要介護 要支援 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助を行います。全身入浴のほか、心身の状況に応じて希望する場合は部分浴や清拭も利用できます。



■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

要介護 1回につき 13,191円(1,320円)

要支援 1回につき 8,919円(892円)

要介護 要支援 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示に基づいて看護師などが家庭を訪問し、じょうそうの処置、点滴の管理などの必要な看護や家族へのアドバイスを行います。



■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

要介護 訪問看護ステーションの場合

30分未満 1回につき	4,907円(491円)
30分以上1時間未満 1回につき	8,575円(858円)

要支援 訪問看護ステーションの場合

30分未満 1回につき	4,699円(470円)
30分以上1時間未満 1回につき	8,273円(828円)

Q 要介護・要支援認定の区分変更の申請はできますか？

A 要介護・要支援認定を受けた後に、心身の状態が変化したときは、区分変更の申請ができます。

区分変更の申請を行ったときは、変更後の認定の程度に応じて、利用するサービスへの保険の適用範囲や、費用の額に変更が生じます。そのため、サービスを利用中に区分変更の申請を行うときは、サービスの利用にあたって作成したケアプランを見直す必要があります。

ケアプランの見直しを行わないままサービスを利用すると、サービスを利用した時の費用について、いったん全額を負担いただく場合や、保険から給付されなくなり全額自己負担となる場合がありますので、区分変更の申請を行う前に必ず担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)や地域包括支援センター等にご相談ください。

要介護 要支援 訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士または言語聴覚士が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。また、福祉用具の使用法の指導なども行います。



■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

要介護

1回(20分程度)
につき

3,181円(319円)

要支援

1回(20分程度)
につき

3,078円(308円)

要介護 要支援 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

医師による指導
(単一建物居住者1人に対して行う場合)
1回につき

5,150円(515円)



出かけて利用するサービス

要介護 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどで入浴、排せつ、食事などの介護、日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで行います。

■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

1回につき
(通常規模の施設利用・
所要時間7～8時間の場合)

要介護1
～
要介護5

6,757円(676円)

11,789円(1,179円)



※送迎サービスを含みます。

※入浴を行った場合の加算あり。

※栄養改善サービス、口腔機能向上サービス等を行った場合の加算あり。

※食費やおむつ代、娯楽にかかる費用などは別途負担。

要支援1・2の方

※要支援1・2の方を対象としたサービスは、サービス・活動事業(介護予防・生活支援サービス事業)で提供します(31ページ)。



要介護 要支援 通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設、病院などで理学療法士や作業療法士または言語聴覚士によるリハビリテーションなどを日帰りで行います。

■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

要介護	1回につき 通常規模の施設利用・ 所要時間6～7時間の場合		要支援	1月につき	
	要介護1 }	要介護5		要支援1	要支援2
	7,385円(739円)	13,325円(1,333円)		23,428円 (2,343円)	43,675円 (4,368円)

※送迎サービスを含みます。
 ※入浴を行った場合の加算あり。
 ※栄養改善サービス、口腔機能向上サービス等を行った場合の加算あり。
 ※食費やおむつ代、娯楽にかかる費用などは別途負担。

※送迎・入浴サービスを含みます。
 ※栄養改善サービス、口腔機能向上サービス等を行った場合の加算あり。
 ※食費やおむつ代、娯楽にかかる費用などは別途負担。

短期間入所するサービス

要介護 要支援 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護／ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

一時的に家族の方が介護できない場合などに、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などで短期間のお世話をします。



■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

居室タイプの例	1日につき 短期入所生活介護 〔単独型の施設の場合〕		1日につき 短期入所療養介護	
	要支援1 }	要介護5	要支援1 }	要介護5
ユニット型個室	5,795円(580円)	10,619円(1,062円)	6,408円(641円)	10,845円(1,085円)
多床室	4,948円(495円)	9,565円(957円)	6,295円(630円)	10,804円(1,081円)

※居室タイプなどにより利用料が異なります。
 ※食費や滞在費、娯楽にかかる費用などは別途負担。

特定の施設から提供されるサービス



要介護 要支援 特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護 ★

指定を受けた有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などに入居している方で、要介護・要支援認定を受けている場合は、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練などが介護保険サービスとして給付されます。
★一定の要件を満たす事業所では短期間の利用ができる場合があります。

■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

1日につき (一般型の場合)	
要支援1	1,879円(188円)
↓	↓
要介護5	8,349円(835円)

※一般型のほか、外部サービス利用型の場合は利用料が異なります。

※家賃や食材料費などは別途負担。

自宅で生活しやすくするサービス



要介護 要支援 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

機能訓練に用いるとともに、日常生活の自立を助けたり、介護者の負担を軽くしたりするための福祉用具を貸し出します。対象となるのは以下の13種類です。

■対象となる福祉用具

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| ①車いす(介助用電動車いすも含む) | ⑦手すり
(据え置き型など工事を伴わないもの) |
| ②車いす付属品
(クッション、電動補助装置など) | ⑧スロープ(工事を伴わないもの) |
| ③特殊寝台 | ⑨歩行器 |
| ④特殊寝台付属品
(サイドレール、マットレスなど) | ⑩歩行補助杖 |
| ⑤床ずれ防止用具(エアーマットなど) | ⑪認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑥体位変換器 | ⑫移動用リフト(つり具部分を除く) |
| | ⑬自動排泄処理装置 |



■費用のめやす(レンタル料の1割～3割が利用者負担)

※①～⑥、⑪～⑬の品目は、要支援1～2・要介護1の方は原則として対象外ですが、厚生労働大臣が定める者に該当する場合は利用できる場合がありますので、詳しくは介護支援専門員(ケアマネジャー)などに相談してください。

※⑬の品目のうち便が自動で吸引されるものは、要支援1～2・要介護1～3の方は原則として対象外ですが、厚生労働大臣が定める者に該当する場合は利用できる場合がありますので、詳しくは介護支援専門員(ケアマネジャー)などに相談してください。

要介護

要支援

特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具を購入した場合、利用者負担割合に応じて購入費の一部を支給します。対象となる福祉用具は以下の10種類です。
※購入する前に、該当する用具かどうか介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。

■対象となる福祉用具

※⑦～⑩は貸与と購入の選択が可能です。

- ①腰掛便座(補高便座、立ち上がり補助便座、水洗ポータブルトイレ(設置にかかる費用は自己負担)など)
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品(尿・便の経路部分)
- ③排泄予測支援機器(膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの)
- ④入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、入浴用介助ベルトなど)
- ⑤簡易浴槽(空気式、折りたたみ式などで移動ができるもの)
- ⑥移動用リフトのつり具
- ⑦固定用スロープ(取付けに際し工事を伴わないもの)
- ⑧歩行器(歩行車を除く)
- ⑨単点杖(松葉づえを除く)
- ⑩多点杖

■費用のめやす(購入費の1割～3割が利用者負担)

- ※介護保険給付を受けるためには、介護サービス事業者の指定を受けている事業所から購入する必要があります。
- ※要支援・要介護状態区分にかかわらず、年間(4月1日から翌年3月31日まで)10万円が上限です。
- ※いったん全額を負担して、その後領収書を添えて申請することで、上限額内で保険給付分(費用の7割～9割)が支給されます。
(「受領委任払い(仙台市から事業者へ保険給付分を支払う方法)」により、最初から利用者負担分のみで福祉用具を購入できる場合がありますので、詳しくは事業所や介護支援専門員(ケアマネジャー)、または各区役所介護保険課にご確認ください。)

MEMO

家庭内での安全を確保したり、介護者の負担を軽減したりするために、実際に居住している住宅の一部を改修した場合、その費用の一部について住宅改修費の支給を受けることができます（単なる老朽化に伴う住宅改修は認められません）。

■対象となる改修工事

- ①手すりの取付け
- ②段差、傾斜の解消（これに伴う転落防止柵などの設置を含む）
- ③滑りの防止、移動の円滑化のための床材または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え（取替えよりも安価な場合は新設も可）
- ⑤扉の撤去
- ⑥洋式便器等への便器の取替え（便器の位置・向きの変更を含む）
- ⑦上記①～⑥の改修に伴って必要となる工事（手すりの取付けのための下地の補強など）



■費用のめやす（改修費用の1割～3割が利用者負担）

要支援・要介護状態区分にかかわらず、現住所につき改修費用は20万円が上限です。

いったん全額を負担したのち、介護保険の対象と認められた場合、後から上限内で保険給付分（費用の7割～9割）が支給されます。

「受領委任払い（仙台市から事業者へ保険給付分を支払う方法）」により、最初から利用者負担分のみで改修工事ができる場合があります。この支払い方法を利用できる事業者の情報は、各区役所介護保険課にご確認ください。また、仙台市のホームページ

（<https://www.city.sendai.jp/kaigohoken-kanri/kurashi/kenkotofukushi/korenokata/kaigohoken/jigyosha/kaishu/index.html>）にも掲載しています。



■住宅改修工事の手続きの流れ（事前申請が必要です）

- (1) 住宅の改修内容について、介護支援専門員（ケアマネジャー）と住宅改修業者に相談します。
- (2) 工事が介護保険の対象となるか等を事前に確認したい場合、申請前にお住まいの区の区役所介護保険課に相談します。
- (3) 着工前に申請書など必要な書類を区役所介護保険課に提出します。
- (4) 提出された書類を審査します。申請の受理後に、申請した内容のとおり工事を行います。
- (5) 工事完了後、領収書など必要な書類を提出します。
- (6) 工事着工前・完了後に提出された申請書などの書類を審査し、適正と認められる場合は改修費用が支給されます。

※住宅の新築や新たに居室を設ける場合などの増築は、介護保険給付の対象となりません。

※病院・施設に入院・入所されている方については、退院・退所に備えて住宅改修をすることはできますが、自宅に戻らないことになった場合は、介護保険給付の対象とはならず、全額自己負担となりますのでご注意ください。また、申請後に入院された場合も、介護保険給付の対象とならない場合があります。

地域密着型サービス

「費用のめやす」は、
令和7年4月1日現在の費用額のめやすです

住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。原則としてその市区町村の住民のみがサービスを利用することができますので、仙台市以外の市区町村でのサービスは利用できません(仙台市から他市町村のサービス付き高齢者向け住宅等に引っ越して、引き続き仙台市の被保険者となっている場合は、住所地の地域密着型サービスを利用できる場合があります)。

要介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回により、ホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、看護師によるじょうそうの処置や点滴の管理などを行うほか、利用者からの連絡により対応・訪問など24時間の随時対応を行います。



■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

	訪問看護サービスを行う場合(1月につき)	訪問看護サービスを行わない場合(1月につき)
要介護1	82,797円(8,280円)	56,747円(5,675円)
要介護2	129,343円(12,935円)	101,282円(10,129円)
要介護3	197,438円(19,744円)	168,178円(16,818円)
要介護4	243,390円(24,339円)	212,745円(21,275円)
要介護5	294,865円(29,487円)	257,290円(25,729円)

要介護 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的な巡回や利用者からの連絡に応じて随時ホームヘルパーが家庭を訪問し、排せつ介助など、日常生活上の世話をを行います。



■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

オペレーションセンターを設置している場合※1	基本額(1月につき)	10,305円(1,031円)
	定期巡回サービス(1回につき)	3,876円(388円)
	随時訪問サービス(1回につき)※2	5,908円(591円)
オペレーションセンターを設置していない場合	基本額(1月につき)	28,154円(2,816円)

オペレーションセンター…利用者からの連絡を受け、その内容から訪問介護員の訪問の可否等を判断するサービスを行うための事務所。

(※1) 1月の基本額と利用回数に応じて定期巡回サービス費と随時訪問サービス費が合算されます。

(※2) 訪問介護員等が1人の場合。

要介護 地域密着型通所介護

利用定員が18名以下のデイサービスセンターなどにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで行います。



■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

1回につき(所要時間7～8時間の場合)	
要介護1～要介護5	7,733円(774円)～13,474円(1,348円)

※入浴サービス、機能訓練サービスなどを行った場合の加算あり。
※食費やおむつ代、娯楽にかかる費用などは別途負担。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

介護保険サービス等を利用するには

介護保険で利用できるサービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者負担について

保険料・利用者負担の減免制度等

地域包括支援センターの担当地域のご案内

要介護

要支援

認知症対応型通所介護・

介護予防認知症対応型通所介護



認知症の方に、デイサービスセンターやグループホームなどにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を日帰りで行います。

■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

1回につき(所要時間7～8時間の場合)

要支援1～
要介護58,894円(890円)～
14,740円(1,474円)

※入浴サービス、機能訓練サービスなどを行った場合の加算あり。

※食費やおむつ代、娯楽にかかる費用などは別途負担。

要介護

要支援

小規模多機能型居宅介護・

介護予防小規模多機能型居宅介護 ★

生活環境などに応じて、サービス拠点への「通い」を中心に随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

1月につき
(同一建物居住者以外の方に対して行う場合)

要支援1	35,638円(3,564円)
要支援2	72,020円(7,202円)
要介護1	108,031円(10,804円)
要介護2	158,772円(15,878円)
要介護3	230,968円(23,097円)
要介護4	254,913円(25,492円)
要介護5	281,068円(28,107円)



※月の途中からの利用や解約の場合は、日割り。

※食費、宿泊費やおむつ代、娯楽にかかる費用などは別途負担。

★一定の要件を満たす事業所では短期間の利用ができる場合があります、その場合は費用が異なります。

要介護

要支援

認知症対応型共同生活介護・

介護予防認知症対応型共同生活介護 ★



要支援1の方は
利用できません

認知症のため介護を必要とする方々が少人数で共同生活をする住居(グループホーム)で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

1日につき(複数ユニット住居の場合)

要支援2
↓
要介護57,692円(770円)
↓
8,678円(868円)

※家賃や食材料費などは別途負担。

★一定の要件を満たす事業所では短期間の利用ができる場合があります、その場合は費用が異なります。

要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 ★

入居定員が29名以下である指定を受けた有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などにおいて、入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

★一定の要件を満たす事業所では短期間の利用ができる場合があります。

■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

1日につき	
要介護1～ 要介護5	5,607円(561円)～ 8,421円(843円)

※家賃や食材料費などは別途負担。



要介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29名以下である地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において、入所している要介護者に、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

原則、要介護3～5の方が対象となります。要介護1・2の方は、特例入所の要件(27ページ参照)に該当する場合のみ、入所することができます。

■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

1日につき(ユニット型個室の場合)	
要介護1 ↓ 要介護5	7,004円(701円) ↓ 9,972円(998円)

※食費や居住費、娯楽にかかる費用などは別途負担。



要介護 看護小規模多機能型居宅介護 ★

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて看護師がたんの吸引や経管栄養、じょくそうの処置や点滴の管理などを行います。

■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

1月につき(同一建物居住者以外の方に対して行う場合)	
要介護1	128,577円(12,858円)
要介護2	179,896円(17,990円)
要介護3	252,888円(25,289円)
要介護4	286,822円(28,683円)
要介護5	324,444円(32,445円)

※月の途中からの利用や解約の場合は、日割り。

※食費、宿泊費やおむつ代、娯楽にかかる費用などは別途負担。

★一定の要件を満たす事業所では短期間の利用ができる場合があり、その場合は費用が異なります。



要支援1・2に認定された方は、施設サービスの対象となりません。

◎施設に入所すると、それぞれの施設サービス計画が定められます。

要介護 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時の介護を必要とする方へ、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練などを行う施設です。

利用者負担のほかに、食費と居住費がかかります。

原則、要介護3～5の方が対象となります。要介護1・2の方は、特例入所の要件(27ページ参照)に該当する場合のみ、入所することができます。



■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

ユニット型個室(1日につき)	(およそ688円～981円)+(食費)+(居住費)
多床室(1日につき)	(およそ605円～895円)+(食費)+(居住費)

※費用は居室タイプなどにより異なります。

※理美容代などの日常生活費については、別途負担。

要介護 介護老人保健施設

病状が安定し、入院治療の必要はないが、リハビリに重点を置いたケアが必要な高齢者などに対して、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、家庭への復帰を支援する施設です。

利用者負担のほかに、食費と居住費がかかります。



■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

ユニット型個室(1日につき)	(およそ824円～1,322円)+(食費)+(居住費)
多床室(1日につき)	(およそ815円～1,230円)+(食費)+(居住費)

※費用は居室タイプなどにより異なります。

※理美容代などの日常生活費については、別途負担。

要介護 介護医療院

長期にわたり療養が必要な高齢者などに対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の介護を一体的に行う施設です。

利用者負担のほかに、食費と居住費がかかります。



■費用のめやす(カッコ内は1割負担の場合の利用者負担)

ユニット型個室(1日につき)	(およそ873円~1,430円)+(食費)+(居住費)
多床室(1日につき)	(およそ856円~1,413円)+(食費)+(居住費)

※費用は居室タイプなどにより異なります。

※理美容代などの日常生活費については、別途負担。

特別養護老人ホームの特例入所について

介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への新規の入所は、原則として要介護3から要介護5の方が対象となっています。要介護1または要介護2の方の入所については、居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由がある場合に限り、下記の特例入所の要件のいずれかに該当する場合に、特例的に対象となります。



要介護1または要介護2の方の特例入所の要件

- ①認知症により、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること(認知症高齢者の日常生活自立度判定基準^(※)：Ⅲa以上の方)。
- ②知的障害・精神障害等により、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁にみられること(認知症高齢者の日常生活自立度判定基準^(※)：Ⅲa以上の方)。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④単身世帯または同居家族が高齢または病弱であるなどの理由により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(※)意思疎通の程度、見られる症状・行動に着目して、日常生活の自立の程度を5区分にランク分けされたものであり、認知機能を評価する指標として認定調査や主治医意見書に用いられています。

【申込み方法】

「入所申込書兼状況調査票」に必要事項を記入の上、入所を希望される市内の特別養護老人ホームへ申込みをしていただきます。要介護1または要介護2の方で、特例入所により入所の申込みを行う場合は、要件に該当するかどうかを判断するため、状況について詳しくご確認をさせていただきます。

「入所申込書兼状況調査票」は、各区役所介護保険課・各総合支所の介護保険担当窓口(裏表紙参照)、市内の特別養護老人ホーム、地域包括支援センター(42ページ参照)で配布しているほか、仙台市のホームページからダウンロードできます。

制度に関することについては、上記「入所申込書兼状況調査票」の配布先にお問い合わせください。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

介護保険サービス等を利用するには

介護保険で利用できるサービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者負担について

保険料・利用者負担の減免制度等

地域包括支援センターの担当地域のご案内